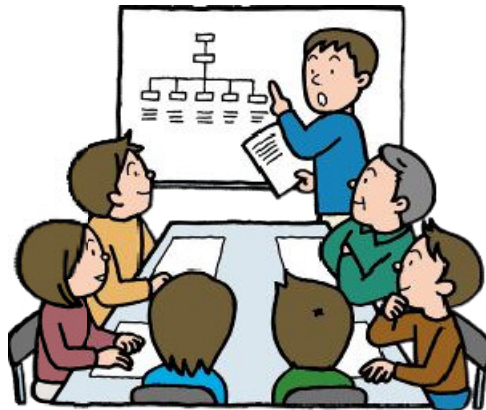
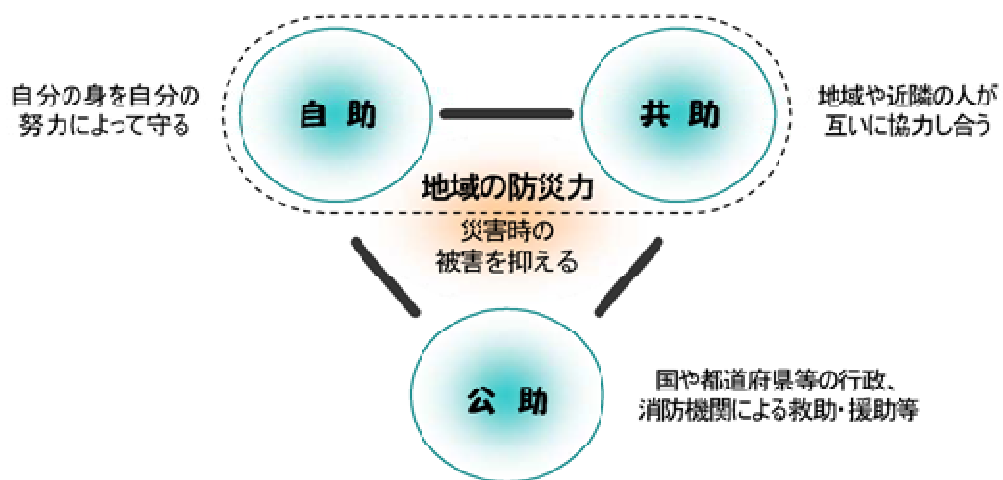


多賀城市
避難行動要支援者支援プラン
(全体計画)



(平成28年3月)



はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、本市は市域の3分の1が津波に襲われ、津波の来なかった地域でも家屋などへの被害が発生しました。180名を超える尊い命が失われ、ライフラインの停止や物資の不足により多くの方が避難生活を余儀なくされました。

未曾有の大災害は、公的な支援の限界を改めて浮き彫りにしましたが、一方で地域の住民同士による声かけや安否確認、避難所への食品の持ち寄りや炊き出し等によって多くの方が助けられ、ご近所による支え合い・支援の大切さも実感されているところです。

しかし、高齢者や障害者など、避難に支援や配慮が必要な「要配慮者」「避難行動要支援者」と言われる方々への支援については、その後の振り返りなどを通じて、支援の担い手不足やご近所で支援を行う体制確立、避難生活での適切な配慮などといった課題が明らかになっています。

本市ではこれまで、「多賀城市災害時要援護者支援ガイドライン」を作成し、災害時に支援を必要とする方々の情報を日頃より地域と共有してまいりましたが、明らかになった課題を解決し、避難行動要支援者支援の取り組みが全市的に強化されることを目的としてガイドラインを改訂し、この「多賀城市避難行動要支援者支援プラン（全体計画）」を策定しました。

これまで取り組みを進めてきた地域においては、地域コミュニティの強化や、支援の担い手の確保など、より充実した体制づくりを目指していただき、これから取り組みを本格化させていこうという地域においては、このプランがその取り組みの一助となればと考えております。

避難行動要支援者の支援は、日頃のご近所付き合い、防災活動の延長線上にあります。本市は、市民の皆様が支援の担い手として、お互い様の気持ちで活動に取り組むことができるよう図ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

平成28年3月

多賀城市

目次

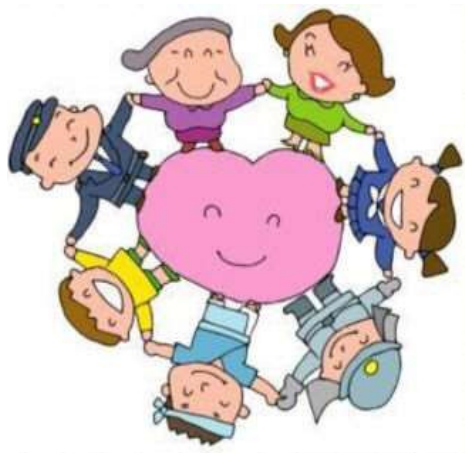
はじめに

第1章 素早い避難の実現のために..... 1

- 1 自分の身は自分で守る..... 1
- 2 ご近所で助け合う..... 2
 - (1) 要支援者の所在を知る..... 2
 - (2) 地域で支援する体制・雰囲気作り..... 3
- 3 個人情報の取り扱い..... 3

第2章 避難生活での体調悪化を防ぐために..... 4

- 1 指定避難所での配慮..... 4
 - (1) 福祉ニーズの把握..... 4
 - (2) 福祉ニーズへの対応..... 4
 - (3) 福祉事業者、ボランティア等との連携..... 5
- 2 福祉避難所の整備..... 5
 - (1) 福祉避難所協定の締結..... 5
 - (2) 福祉避難所の開設..... 5
 - (3) 福祉避難所への移送..... 5
 - (4) 福祉避難所の閉鎖..... 5
 - (5) 福祉避難所の開設訓練..... 5



第1章 素早い避難の実現のために

災害発生直後、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の命を守るために重要なのは、「いかに素早く避難を完了するか」です。

平成16年に発生した近畿北陸の集中豪雨や中越地震では、避難勧告がでて1人で避難することができずに犠牲となった高齢者の存在が大きな問題となりました。

東日本大震災においても、死者の65%以上が60歳以上だったこと、障害者の死亡率が全体の2倍にも及んだこと、死因の9割が津波によるものだったことなどから、あらためて素早い避難の実現が求められています。

しかし、災害が要支援者に迫り一刻の猶予もない時、市や消防などによる公助の支援には限界があります。平成7年の阪神淡路大震災など、過去の大災害の教訓として、災害発生直後には自助と共助が重要だと言われていますが、要支援者はその性質上、自助にも限界があることから、特に共助が頼りです。

本市においても、共助の重要性は認識されており、各行政区の区長からの要望に応じる形で、平成20年に「多賀城市災害時要援護者支援ガイドライン」を策定し、ご近所が助け合うことのできる体制作りを支援してきました。

今後も本市はこの方針を引き継ぎ、共助である地域住民による助け合いを中心に、素早い避難ができるよう図っていきます。

1 自分の身は自分で守る

全ての市民が身を守る基本は、自らや家族の備えによるものです。支援を必要とする人でも、まずは次のような取り組みをすすめて、自分でやれることは平時のうちから備えておくことが大切です。

- 住宅の耐震補強
- 家具の転倒防止
- 必要な物資（食料、医薬品など）の備蓄
- 災害情報を得る手段の確保
- 安否情報など連絡体制の確認
- ご近所さんに日頃から声かけなどを頼むこと
- 災害発生時に、身の安全を確保すること



2 ご近所で助け合う

かつての「向う三軒両隣」の顔が見える環境の中では、困ったことがあった際に、お互いに助け合う関係がありましたが、現在はご近所同士でも顔がわからず、「どこに支援を必要とする人がいるかわからない」という環境が増えています。

大切なのは、地域のどこに支援を必要とする人がいるかを地域住民が知ることと、困っている人を地域で支援する体制や雰囲気作りです。

(1) 要支援者の所在を知る

(ア) 支援活動の周知

回覧板や地域の集会などを通じて、要支援者支援の重要性を周知するとともに、身近に支援を必要としている人がいないか地域全体で確認をします。

支援を必要とする本人や、その家族などからの助けを求める声によって、地域のどこに要支援者がいるのかを把握します。

(イ) 要支援者名簿の活用

地域の活動を支援するため、市は民生委員と協力して確認した支援を希望する人の氏名、性別、住所、生年月日、電話番号などが記載された要支援者名簿を作成し、提供を希望する区長など地域の支援者に提供します。

要支援者名簿は、町内の防災打合せで参照したり、防災マップに印を付けたりして、地域のどこに要支援者がいるのかを知るために使うことができます。

市が作成する要支援者名簿について	
名簿に載る人	・市が所有する情報のうち ① 75歳以上の一人暮らしの人 ② 介護保険の要介護3以上の人 ③ 身体障害者で障害等級表1級、2級の人 の中で、 支援を希望する人
提供先	・名簿の提供を希望した地域の支援者（区長、自主防災組織、民生委員） ・塩釜地区消防組合
提供方法	・地域の支援者には「紙」、塩釜地区消防組合には「電子データ」
その他	・毎年度初めに最新名簿を地域の支援者に提供し、年度途中で名簿に追加があれば、その都度名簿の記載情報を提供する。 ・名簿を受け取った者は個人情報保護についての誓約書を市長に提出する。

(2) 地域で支援する体制・雰囲気作り

(ア) どのように支援するか考える

要支援者がどこにいるのか分かったら、地域みんなで支援が行われるよう、要支援者本人と打ち合わせて、次のような支援方法を考えます。

- 近隣に住む人を避難支援者に選定する
- 個別の支援計画（個別計画）や防災カードを作って支援内容を共有する
- 防災マップや独自名簿を作って支援内容を共有する

災害の種類や地域の特性によって、支援方法を考えます。

【災害の種類】地震 津波 豪雨 火災 など

【地域の特性】津波浸水域 住宅密集地 昔からの付き合いがきている など

【考えること】大至急避難する方法 落ち着いてから安否確認する方法 など

【支援の方法】その時近くにいる人が支援できるよう、みんなで情報を共有する
避難支援者を決めて、災害が落ち着いてから安否確認する など



※市は、地域活動の『参考事例集』を作成しています。

また、訓練などを通して、支援方法の見直しを行います。

なお、東日本大震災では、支援活動中の民生委員や消防団員が犠牲になるということがありました。支援者の安全について考えることも必要です。

(イ) 困った時に助け合う雰囲気作り

災害時に置かれる状況によっては、誰しも支援が必要になる可能性があります。選定した避難支援者が近くにいない場合もあります。老若男女関係なく、災害が起きたその時に、身近に困っている人がいればできる範囲で支援ができるよう、日頃からのご近所付き合い、地域の催しへの積極的な参加を通じ、顔の見える関係を作って、支援をしたり、支援を受けたりしやすい環境をつくることが大切になります。



3 個人情報の取り扱い

支援に関係して集まる個人情報は、漏えい等により要支援者に不利益となることがないよう、町内会や自主防災組織として情報管理を徹底し、細心の注意をもって取り扱う必要があります。

第2章 避難生活での体調悪化を防ぐために

平成24年の復興庁の報告によれば、東日本大震災発生からの1年間で震災関連死として亡くなられた方の死亡原因では、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が全体の3割を占め、年齢層では70歳代以上が9割を占めました。

避難生活では疲労やストレス、持病の悪化などが起こりやすくなるということから、一般的な避難所での生活が困難だと判断される避難者に対しては、比較的生活環境が整った場所へ移動して適切な配慮を行うなど、避難生活での体調悪化を防ぐ対策が求められています。

市は、指定避難所での配慮を進めるとともに、福祉避難所の整備を行います。

1 指定避難所での配慮

(1) 福祉ニーズの把握

市及び自主防災組織等で構成される避難所組織は、避難者に必要な配慮（以下「福祉ニーズ」といいます。）を把握するため、地域の支援者からの情報や本人からの聞き取りなどにより調査します。

(2) 福祉ニーズへの対応

避難所組織は福祉ニーズに可能な限り対応します。必要な物資などについては、市災害対策本部が備蓄していた物資や災害時の協定等で取り決めた事業者から確保して、避難所に配備します。

指定避難所で可能な配慮の例	
居住空間	冷暖房設備、畳、仕切られたスペースの確保
移動	介護や車椅子通行スペースの確保
食事	温かい食事、粉ミルクや離乳食、アレルギー食の提供
補装具	当該避難者に必要な補装具などを優先的に支給
その他	物資配布やトイレ介助、非常電源(在宅酸素療法など)の使用

(3) 福祉事業者、ボランティア等との連携

指定避難所において介護や障害などの福祉サービスが必要になる場合、市は、市職員の他、福祉事業者や多賀城市社会福祉協議会と連携し、福祉施設職員や災害ボランティア等から可能な限り専門的知識を持つ人材を派遣します。

2 福祉避難所の整備

(1) 福祉避難所協定の締結

市指定避難所や在宅での避難生活ができない要支援者等に対応するため、市は、専門的な知識で支援が可能な職員及び施設を有する民間の事業者と福祉避難所開設についての協定を締結し、福祉避難所が開設できる体制を整備します。

(2) 福祉避難所の開設

避難所組織は、避難所に今後の避難生活に困難を伴う避難者がいる場合、災害対策本部に報告します。災害対策本部は、避難所に保健班を派遣し避難者の状況を確認し、福祉避難所の開設が必要であると判断される場合に、協定を締結している事業者に当該避難者の受入れを依頼します。依頼を受けた事業者は施設の被災状況、収容人数等により可能な範囲で避難者を受入れ、福祉避難所を開設します。

(3) 福祉避難所への移送

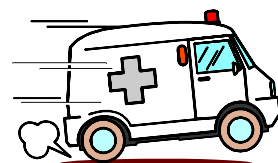
福祉避難所への避難者の移送については、当該避難者及びその家族が行うことを想定していますが、状況により市や受入施設で車を手配するなど柔軟に対応します。

(4) 福祉避難所の閉鎖

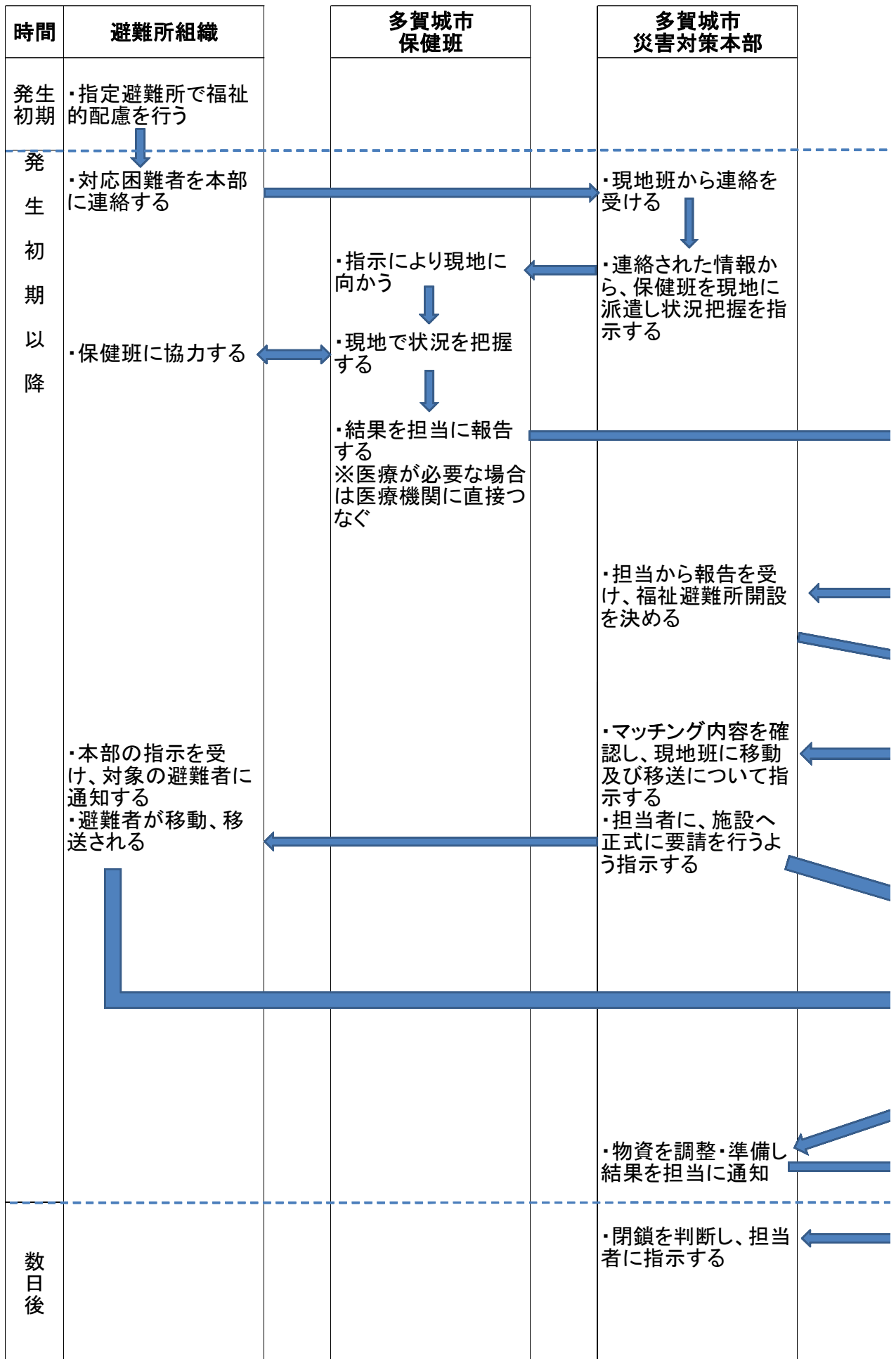
福祉避難所の閉鎖は、避難者の退所状況などを考慮し、市が事業者と協議して決定します。市は、避難者の退所支援や福祉避難所の統合についても調整を行います。

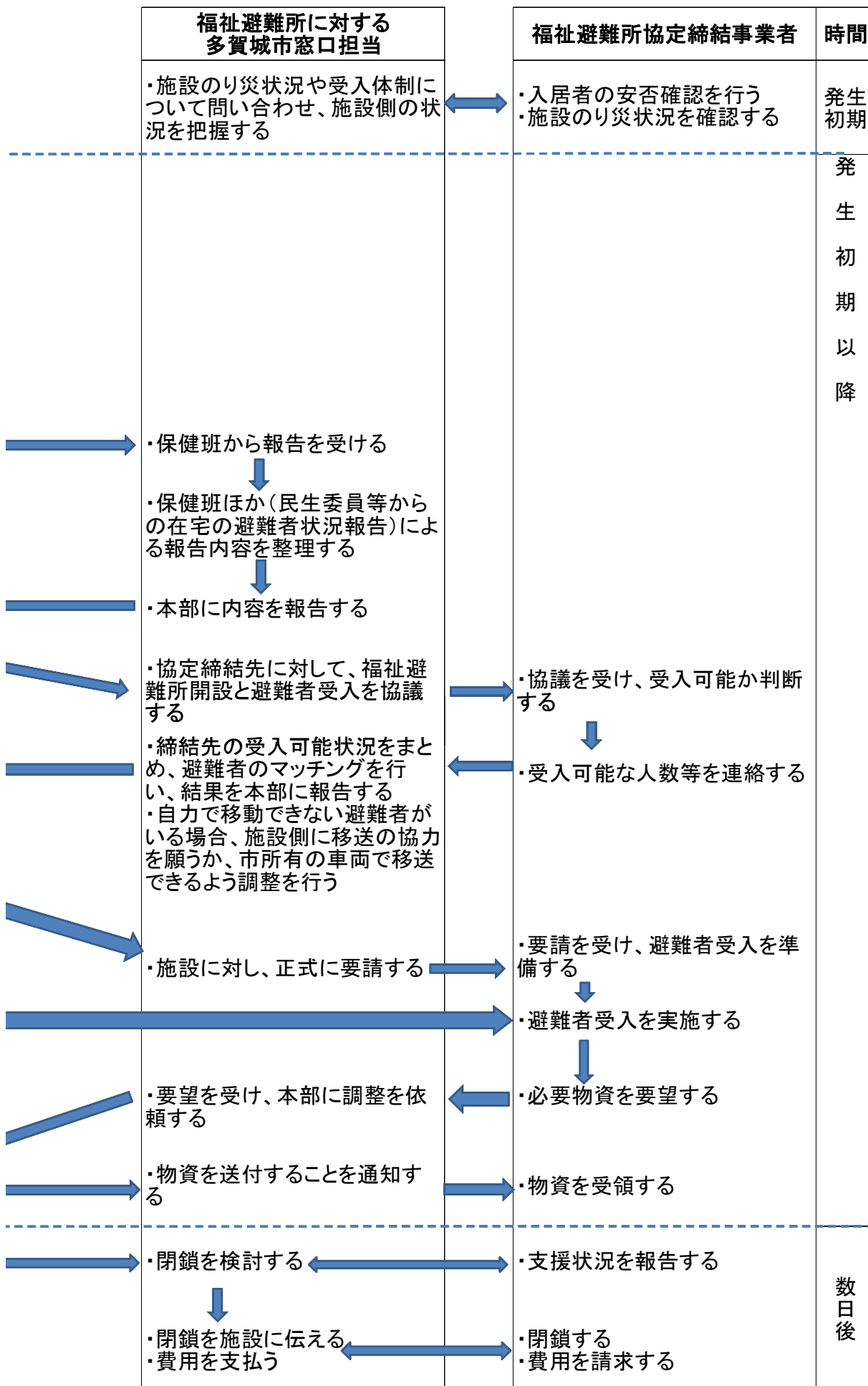
(5) 福祉避難所の開設訓練

災害発生時に、遅滞なく福祉避難所を開設するため、市は、総合防災訓練時などに、締結している事業者と開設訓練を行います。



【災害発生時の福祉避難所の対応想定表】





避難行動要支援者名簿

NO	同意	氏名	性別	生年月日	住 所	①	②	③	電話番号
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

【登録要件】
① 75歳以上のひとり暮らしの方 ② 要介護3以上の認定者 ③ 身体障害者手帳1・2級の所持者

※この台帳の管理者

避難行動要支援者支援名簿登録同意書

多賀城市長 殿

私は、避難行動要支援者支援の趣旨に賛同し、同名簿に登録することを希望します。

また、私が届け出た個人情報、災害時の安否確認、避難支援、避難所でのケアのために区長、民生委員児童委員、自主防災組織、避難支援者、消防署、警察署、避難所担当の医師、保健師、看護師に提供することに同意します。

年 月 日

住 所 : _____

氏 名 : _____ 印

電話番号 : _____

代理申請の場合は次の欄に記載すること

代理申請者記載欄
住 所 : _____
氏 名 : _____ 印
本人との関係 : _____

受 領 書 兼 誓 約 書

平成 年 月 日

多賀城市長 殿

役 職 名 : _____

地 区 : _____

氏 名 : _____ 印

私は、避難行動要支援者支援に利用するため、避難行動要支援者名簿を受領しました。

この名簿の取扱いに当たっては、下記の事項を遵守します。

記

- 1 この名簿は避難行動要支援者支援に係る取組みにのみ使用します。
- 2 この名簿を複写や複製をして第三者に渡しません。
- 3 この名簿がき損や滅失することのないように管理します。
- 4 市長から指示があったときは、速やかにこの名簿を返還します。